

財務省告示第十五号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十六年十二月二十日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成十七年一月七日

財務大臣 谷垣 禎一

一	名称及び記 利付国庫債券（二年）（第二百二 十七回）
二	発行の根拠 財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項
三	の法律及びそ 社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。 国民年金法等の一部を改正する 法律（平成十二年法律第十八号） 附則第三十七條第一項の規定に 基づき厚生労働大臣から年金資 金運用基金に寄託された資金に よる引受け
四	発行方法 五 百 三 十 四 億 四 百 二 十 万 円
五	発行額 額 百 三 十 四 億 四 百 二 十 万 円
六	払込金額 額 百 三 十 四 億 四 百 二 十 万 円
七	最低額面金額 額 百 三 十 四 億 四 百 二 十 万 円
八	振替単位 の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
九	発行行日 平成十六年十二月二十日
十	発行行価格 額面金額百円につき百円三銭
十一	利率 年〇・一パーセント
十二	初期利子 平成十七年六月二十日を支払期

十 十 十 十 十
七 六 五 四 三

払 払 元 償 償 後 第
込 場 利 還 還 の 二
期 所 金 金 期 利 期
日 支 額 限 子 以

平 日 額 平 る い 日 毎
成 本 面 成 利 て を 年
十 銀 金 十 子 六 支 六
六 行 額 八 支 の 期 月
年 百 年 十 日 以 十
十 円 二 月 前 六 各 支 十
二 につ 月 六 月 支 二
月 つき 二 月 間 払 月
二 百 十 日 属 に 期 二
十 百 日 属 に 期 十

$$\frac{\text{借入金総額} \times 0.1 \times 1}{100 \times 2}$$

す 次 そ が 金 と
る 号 の 銀 し
期 及 翌 行 を
日 び 営 休 支
に 第 業 業 払
つ 十 日 に 日
い 四 に 支 当
て 号 払 たら
同 にお うと
じ いて 以
。 規 下
。 定